

給水装置工事の手順

令和元年 9月

御前崎市市民生活部上下水道課

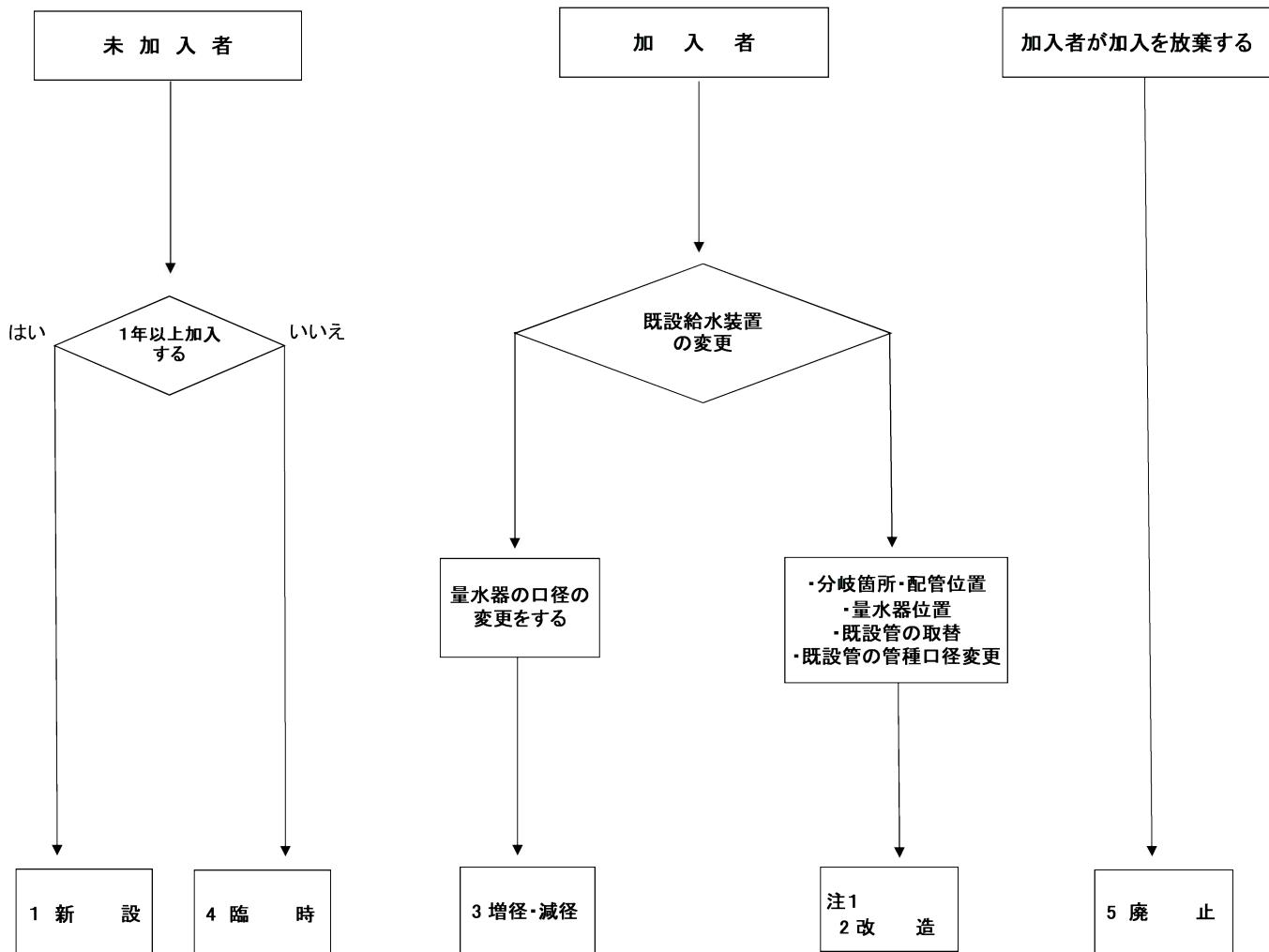
給水装置工事申請について（御前崎市）

工事の種類	1	新設	<p>新たに1年以上加入しようとするとき</p> <p>*加入金が必要・完了届が必要</p> <p>*本管からの分岐をしない場合は設計審査手数料は不要</p>
	2	改造	<p>加入者が同一敷地内で増改築等給水管の改造工事をするとき</p> <p>*加入金は不要</p> <p>*本管からの分岐をしない場合は設計審査手数料は不要</p>
	3	増径・減径	<p>加入者が量水器の口径を変更するとき</p> <p>*増径のとき加入金はその差額分、減径のときの返金はなし・完了届が必要</p> <p>*分岐から増径工事する場合は、既設給水装置を廃止する (廃止箇所は官民境界とするが、新規分水のための掘削で既設給水管の取り出し部分が露出する場合は出来るだけ配水管に近い位置で施工する)◎要設計審査</p>
	4	臨時	<p>新たに(或は再び)1年未満の期間で加入しようとするとき</p> <p>*加入金は本加入の半額(加入金の返還なし)・完了届が必要</p> <p>*給水管設置から使用終了、給水装置撤去までで1工事とする</p> <p>*新築家屋への臨時給水の場合は旧家屋の廃止の図面、写真も完了届に添付</p>
	5	廃止	<p>加入者がその加入を放棄するとき</p> <p>*加入金の返還なし・完了届が必要</p> <p>*既設給水装置を廃止する(廃止箇所は官民境界とする)</p> <p>*既設下水道配管を廃止する(上下水道課へ廃止を届け出ること)</p>

書類作成上の注意点

1	給水装置工事申込書	<p>*申請者 申請者は給水装置所有者の名前を記入してください。</p> <p>*工事の種類 同じ敷地の中で量水器を移動した場合は、2. 改造 量水器移設 有を選択。 (移動していない場合は 無を選択。)</p> <p>*給水の用途 店舗と自宅共用の場合など複数でも該当するものに○を付けてください。</p> <p>*土地所有者、家屋所有者 本人所有と思っていたが、実は家族の誰かの所有だったという場合もあるので注意。 売買等により本人が所有者となった場合は売買契約書等の写しを添えてください。</p> <p>*給水方式 受水槽設置予定の場合は必ず予定されている水槽の容量を記入してください。</p> <p>*量水器口径 間違いのないように記入してください。加入金の額はわからなかつたら未記入で結構です。</p> <p>*給水工事計画書 改造工事による量水器設置場所及び室内給水配管の変更は、位置図を記入してください。 本管、給水管の管種、口径と位置がわかる程度で結構です。</p> <p>*確約書、承諾書 土地所有者が本人以外の名義の場合に提出してください。</p>
2	給水装置工事承認申請書	<p>*受付番号 給水装置工事申込書の写しに記載されている受付番号を記入してください。 わからない場合は未記入で結構ですが、電話確認等ができるだけ記入をお願いします。</p> <p>*給水装置工事の構造及び材質が基準に適合していることの確認方法及び結果 給水装置等認証登録リスト、JIS規格等により確認してください。</p> <p>*使用材料リスト 原則量水器まで結構ですが、室内もできるだけ記入してください。</p> <p>*平面図・詳細図(縫手等)・標準横断図・土工定規図 チェックリストにある項目に注意して作成してください。</p> <p>*申請時チェックリスト 記入漏れが多いです。書類提出の際は必ずチェックしてください。</p> <p>*道路工事承認申請書(2部提出) 道路を開削するとき必要 設計図書: : 写真は撮った場所、方向がわかるように書き込みをしておいてください。 (県道・国道の場合は、所轄土木事務所に事前協議をしてください) 施工期間: : 申請から許可が下りるまで順調にいって10日ほどかかりますので、 余裕を持って記入してください。(県道・国道の場合は2週間以上)</p> <p>*道路の通行の禁止又は制限依頼書 道路を開削するときに必要 ・片側交通規制(2部提出): 通行可能距離を2.5m以上確保してください。(蓋付き側溝も含む) ・全面通行止め(4部提出): 工事箇所の迂回路図と町内会長の同意書が必要となります。</p>
3	給水装置工事完了届	<p>*量水器設置 量水器を設置した日～撤去した日を記入してください。両方記入するのは臨時給水のみとなります。新設、増減径は設置年月日のみ、改造は記入なし。 廃止は撤去年月日のみ。</p> <p>*量水器に関する事項 開始・最終指針は量水器設置と同様に記入する場合としない場合があるので注意してください。</p> <p>*家屋案内図 申請箇所の家屋を朱色に塗り記入してください。</p> <p>*特記事項 申請時と給水方法が変更になった箇所や、増径等で新設量水器と撤去量水器が存在する場合の旧量水器の情報、その他必要と思われる事項を記入してください。</p> <p>*竣工図 布設位置、材料、口径、延長、土工が正確にわかるように記入してください。</p> <p>*完了時チェックリスト 完成書類、完成写真の欄は予めチェックし、施工中の撮影に落しがないよう注意してください。</p>

給水装置工事フロー



* 注1 軽微な改造の場合は、完了届が省略になる場合がある。

その他ご不明の点は必ず水道課に相談してください。

御前崎市上下水道課 電話 0537-85-1127

給水装置工事 手順

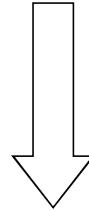
1.新設

上下水道課に提出

- ① 給水装置工事申込書
※② 確約書(2部) ······ 本人以外の名義の土地に布設するとき必要
※③ 承諾書(3部) ······ ③確約書の内容を承諾する文書

◎給水工事申込書提出後3日以内に回答します。

◎回答時、加入金の納付書を発行します。



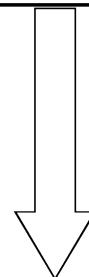
上下水道課に提出 ※給水装置工事申込書と同時に提出可

- ④ 給水装置工事承認申請書 ······ 配水管から分岐工事を必要とするときは、設計審査手数料が必要
⑤ 給水装置工事(申請時)チェックリスト
※⑥ 道路工事承認申請書 ······ 公道を開削するとき必要··· 2部提出
(上下水道課から県・近隣市へ提出) (市道の場合、提出の必要はありません。)
※⑦ 道路の通行の禁止又は制限依頼書 ······ 公道を開削するとき必要··· 片側通行:2部提出
(上下水道課から県・近隣市へ提出) 全面通行止:4部提出

◎給水装置工事承認申請書提出後、内容を確認し10日以内に承認します。

◎給水装置工事承認後、加入金納入が確認できた以降に量水器を貸し出します。この時点で登録、料金が賦課されます。

同時に水道使用開始届を提出してください。(アパートの場合は共用栓のみ)



所轄警察署に提出

- 3 ※⑧ 道路使用許可申請書 ······ 道路工事承認許可後、許可書のコピーをつけ
所轄警察署へ提出



- 4 ⑨ 工事着手届 ······ 道路工事承認の工事着手届提出
(上下水道課から県・近隣市へ提出) (市道の場合、提出の必要はありません。)

工事完成の日から
2週間以内に提出

上下水道課に提出

- 5 ⑩ 給水装置工事完了届 ······ 完了検査手数料が必要
⑪ 給水装置工事(完了時)チェックリスト ······ 工事前に必要書類を確認
⑫ 工事写真
⑬ 道路使用許可証の写し(コピー)
⑭ 工事完了届 ······ 道路工事承認の工事完了届提出
(上下水道課から県・近隣市へ提出) (着手前、完了時、布設状況、土工の写真を添付)
(市道の場合、提出の必要はありません。)
※⑮ 簡易占用水道台帳 ······ 10m³を超える受水槽を設置のとき必要(1部提出)
小規模貯水槽台帳 ······ 10m³以下の受水槽を設置のとき必要(1部提出)

給水装置工事 手順

2. 改造

上下水道課に提出

① 給水装置工事申込書

- 1 ※② 確約書(2部) 本人以外の名義の土地に布設するとき必要
※③ 承諾書(3部) ③確約書の内容を承諾する文書

◎給水装置工事申込書提出後3日以内に回答します。

上下水道課に提出

※給水装置工事申込書と同時に提出可

④ 給水装置工事承認申請書

配水管から分岐工事を必要とするときは、設計審査手数料が必要

⑤ 給水装置工事(申請時)チェックリスト

- 2 ※⑥ 道路工事承認申請書 公道を開削するとき必要…2部提出
(上下水道課から県・近隣市へ提出) (市道の場合、提出の必要はありません。)

- ※⑦ 道路の通行の禁止又は制限依頼書 公道を開削するとき必要…片側通行:2部提出
(上下水道課から県・近隣市へ提出) 全面通行止:4部提出

◎給水装置工事承認申請書提出後、内容を確認し10日以内に承認します。

◎軽微な改造の場合、完了届が省略となることがあります。

所轄警察署に提出

- 3 ※⑧ 道路使用許可申請書 道路工事承認許可後、許可書のコピーをつけ所轄警察署へ提出

上下水道課に提出

- 4 ※⑨ 工事着手届 道路工事承認の工事着手届提出
(上下水道課から県・近隣市へ提出) (市道の場合、提出の必要はありません。)

上下水道課に提出

工事完成の日から
2週間以内に提出

⑩ 給水装置工事完了届 原則として完了検査手数料が必要

⑪ 給水装置工事(完了時)チェックリスト 工事前に必要書類を確認

⑫ 工事写真

※⑬ 道路使用許可証の写し(コピー)

- 5 ※⑭ 工事完了届 道路工事承認の工事完了届提出
(上下水道課から道路管理者へ提出)
(着手前、完了時、布設状況、土工の写真を添付)
(市道の場合、提出の必要はありません。)

- ※⑮ 簡易占用水道台帳 10m³を超える受水槽を設置のとき必要(1部提出)
小規模貯水槽台帳 10m³以下の受水槽を設置のとき必要(1部提出)

給水装置工事 手順

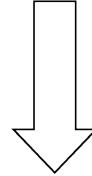
3. 増径・減径

上下水道課に提出

- ① 給水装置工事申込書
※② 確約書(2部) 本人以外の名義の土地に布設するとき必要
※③ 承諾書(3部) ③確約書の内容を承諾する文書

◎給水装置工事申込書提出後3日以内に回答します。

◎回答時、加入金の納付書を発行します。(増径のみ)



上下水道課に提出

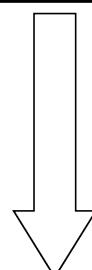
*給水装置工事申込書と同時に提出可

- ④ 給水装置工事承認申請書 配水管から分岐工事を必要とするときは、設計審査手数料が必要
⑤ 給水装置工事(申請時)チェックリスト
※⑥ 道路工事承認申請書 公道を開削するとき必要…2部提出
(上下水道課から県・近隣市へ提出) (市道の場合、提出の必要はありません。)
※⑦ 道路の通行の禁止又は制限依頼書 公道を開削するとき必要…片側通行:2部提出
(上下水道課から県・近隣市へ提出) 全面通行止:4部提出

◎給水装置工事承認申請書提出後、内容を確認し10日以内に承認します。

◎給水装置工事承認後、加入金納入(増径のみ)が確認できた
以降に量水器を貸し出します。

◎既設給水装置の廃止工事も必ず施工し書類・写真を提出する。



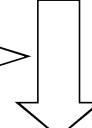
所轄警察署に提出

- 3 ※⑧ 道路使用許可申請書 道路工事承認許可後、許可書のコピーをつけて所轄警察署へ提出

上下水道課に提出

- 4 ※⑨ 工事着手届 道路工事承認の工事着手届提出
(上下水道課から県・近隣市へ提出) (市道の場合、提出の必要はありません。)

工事完成の日から2
週間以内に提出



上下水道課に提出

- 5 ⑩ 給水装置工事完了届 完了検査手数料が必要
⑪ 給水装置工事(完了時)チェックリスト 工事前に必要書類を確認
⑫ 工事写真
* 増径で本管から引込直しをする際は、
⑩⑪⑫について別途、既設給水装置の廃止工事の図面・写真を提出(1部ずつ提出)
※⑬ 道路使用許可証の写し(コピー)
※⑭ 工事完了届 道路工事承認の工事完了届提出
(上下水道課から県・近隣市へ提出) (着手前、完了時、布設状況、土工の写真を添付)
(市道の場合、提出の必要はありません。)
※⑮ 簡易占用水道台帳 10m³を超える受水槽を設置のとき必要(1部提出)
小規模貯水槽台帳 10m³以下の受水槽を設置のとき必要(1部提出)

給水装置工事 手順

4. 臨時

上下水道課に提出

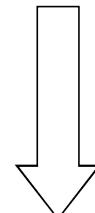
① 給水装置工事申込書

※② 確約書(2部) 本人以外の名義の土地に布設するとき必要

※③ 承諾書(3部) ③確約書の内容を承諾する文書

①給水工事申込書提出後3日以内に回答します。

②回答時、加入金の納付書を発行します。
(正規加入時の半額)



上下水道課に提出

*給水装置工事申込書と同時に提出可

④ 給水装置工事承認申請書 配水管から分岐工事を必要とするときは、設計審査手数料が必要

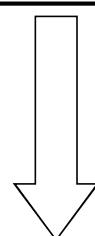
⑤ 給水装置工事(申請時)チェックリスト

※⑥ 道路工事承認申請書 公道を開削するとき必要…2部提出
(上下水道課から県・近隣市へ提出)
(市道の場合、提出の必要はありません。)

※⑦ 道路の通行の禁止又は制限依頼書 公道を開削するとき必要…片側通行:2部提出
(上下水道課から県・近隣市へ提出)
全面通行止:4部提出

③給水装置工事承認申請書提出後、内容を確認し10日以内に承認します。

④給水装置工事承認後、加入金納入が確認できた後量水器を貸し出します。
水道使用開始届を提出してください。



所轄警察署に提出

※⑧ 道路使用許可申請書 道路工事承認許可後、許可書のコピーをつけ所轄警察署へ提出



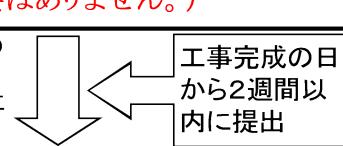
上下水道課に提出

※⑨ 工事着手届 (上下水道課から県・近隣市へ提出)

道路工事承認の工事着手届提出
(市道の場合、提出の必要はありません。)

⑤臨時給水が終了し、装置の廃止工事を行い完了となります。(廃止届不要)

⑥新築家屋で旧家屋から権利の移転がある場合は、旧家屋の給水装置の廃止の状況も完了届に添付する。



上下水道課に提出

⑩ 給水装置工事完了届 完了検査手数料が必要

⑪ 給水装置工事(完了時)チェックリスト 工事前に必要書類を確認

⑫ 工事写真

※⑬ 道路使用許可証の写し(コピー)

⑭ 工事完了届 道路工事承認の工事完了届提出
(上下水道課から県・近隣市へ提出)

(道路の本復旧が完了し次第提出。写真添付)
(市道の場合、提出の必要はありません。)

※⑮ 簡易占用水道台帳 10m³を超える受水槽を設置のとき必要(1部提出)
小規模貯水槽台帳 10m³以下の受水槽を設置のとき必要(1部提出)

給水装置工事 手順

5. 廃止

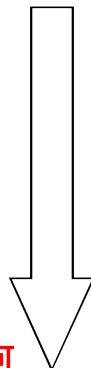
上下水道課に提出

- 1 ① 給水装置工事申込書

◎給水装置工事申込書提出後3日以内に回答します。

既設給水装置が中止中であることが前提となっています。

中止になつてない給水装置は水道使用中止届を提出してください。



上下水道課に提出

※給水装置工事申込書と同時に提出可

- 2 ⑤ 給水装置工事承認申請書

- ⑥ 給水装置工事(申請時)チェックリスト

◎給水装置工事承認申請書提出後、内容を確認し10日以内に承認します。

工事完成の日から
2週間以内に提出



上下水道課に提出

- ⑩ 給水装置工事完了届 · · · · · 完了検査手数料が必要

- ⑪ 給水装置工事(完了時)チェックリスト · 工事前に必要書類を確認

- ⑫ 工事写真